

高齢者の地域におけるリハビリテーションに係る課題 （検討の背景）

背 景

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが急務。

○ 今回の法改正では、予防給付の見直しによる介護予防・日常生活総合事業の創設などを行い、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みを導入し、住民主体のサービス利用や認定に至らない高齢者の増加、重度化予防を推進していくことで、高齢者の自立支援に向けた取組を進めていくこととなった。

○ 一方、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指すためには、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要だが、ほとんどの通所・訪問リハビリテーションでは、「心身機能」に対する機能回復訓練が継続して提供されている実態がある。

○ これからの高齢者のリハビリテーションでは、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すことが大切である。そのためには、生活期リハビリテーションが果たすべき役割と「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける「高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方」を再整理することが求められている。

○ そこで、平成16年1月高齢者リハビリテーション研究会「高齢者リハビリテーションのあるべき方向」報告書を検討し、今後の介護報酬改定等への対応等を検討すべく、集中的な検討会を設置することとなった。

第106回介護給付費分科会での主な意見

【論点(資料1より抜粋)】

＜居宅サービスにおけるリハビリテーション＞

- 高齢者に対する「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションが徹底できていないことについて、どのように考えるか。また、居宅サービスにおけるリハビリテーション機能の役割や位置づけについて、通所介護や訪問介護との役割分担や連携等も含め、居宅サービス全体の機能や連携の在り方の中で再整理する必要があるのではないか。
- このような現状を踏まえながら、バランスのとれた効果的なリハビリテーションを今後更に推進するためには、地域における高齢者リハビリテーションのあり方を改めて検討する必要があるのではないか。

＜主な意見＞

- 多職種が連携してアセスメントに基づく個別サービス計画を立て、定期的な評価を行ってPDCAサイクルを回すなど、エビデンスに基づいたリハビリテーションに再編していく必要がある。
- 生活期のリハビリテーションの目的は、日常生活の活動性を高め、生きがいづくりや社会参加を通じたまちづくりまで視野に入れたものにすることが必要と考える。
- 理学療法士と作業療法士の違いがわからない。認知症についてリハビリテーション専門職の養成課程の状況、家族へのアプローチが組み込まれているのか。より介護家族にとって身近なものにするために教えてほしい。
- リハビリテーションについては、どういうことが改善されたのか、プロセス、事業所体制、そしてどんな成果を出したのかを把握していくしくみが重要ではないか。
- リハビリテーションについては、「活動」と「参加」というものに対する指標を決め、リハビリテーションを行うべきである。全老健ではこの活動と参加をICFステージできちんとした評価スケールを持って活動している。共通のスケールを持ってリハビリテーションだけでなく、ヘルパー、看護師も同じような活動を進めるべきではないか。